

特記仕様書

1. 業務目的

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から人中心の道路へと空間再編を進めるとともに、公民連携体制の構築や役割分担を明確にし、道路空間再編により創出された新たな空間などの利活用を推進していくこととしている。

御堂筋においては、公民連携による道路管理の一層の充実を図ることを目的として、道路協力団体制度を導入し、本市が公募により指定した 3 つの道路協力団体が令和 2 年 10 月 2 日から令和 7 年 10 月 1 日までを事業期間として清掃や植栽のグレードアップ等の高質な維持管理、ベンチの設置やイベントの開催など、憩いや賑わい空間の創出を行ってきており、今後、5 年間の活動内容やその効果、課題などの総括等を行った上で、令和 7 年度には次期道路協力団体の公募・指定を行う予定である。

また、歩行者空間のさらなる利活用の推進を目的とし、歩行者利便増進制度(通称:ほこみち制度)に基づく事業(通称:ほこみち事業)を導入することとしている。これまで御堂筋を歩行者利便増進道路(通称:ほこみち道路)に指定し、側道の歩行者空間化整備が完了した区間から順次、歩行者利便増進誘導区域(通称:ほこみち区域)を指定するとともに道路協力団体と連携しながらほこみち区域の運用について検証を行ってきており、令和 6 年度には、ほこみち事業を行う事業者(通称:ほこみち事業者)の公募・選定を行い、試行的に制度の運用を開始する予定である。

本業務は、令和 6 年度及び令和 7 年度において、御堂筋における公民連携による魅力的な空間づくりに向け、道路協力団体制度およびほこみち制度等にかかる次の検討、資料作成等を行うものである。

- ほこみち事業者の公募・選定・評価の支援
- 道路協力団体の活動支援
- 次期道路協力団体のあり方並びに公募指定支援
- 新たな事業区間(淀屋橋以北)における公民連携支援
- 各種調査
- 御堂筋協議会・作業部会の開催支援

※本市の道路協力団体制度及び歩行者利便増進道路制度の取組みについては、下記 URL を参照。

<道路協力団体制度>

指定要綱:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000498559.html>

団体公募:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000514338.html>

<歩行者利便増進道路制度>

道路指定:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000527565.html>

区域指定:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000590420.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000563400.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000537947.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000582369.html>

2. 業務内容

(1) ほこみち事業者の公募・選定・評価の支援

① 既存資料の整理

- ・ 歩行者利便増進制度について、他都市の活用事例を収集するとともに、本市が実施した過年度の検討内容や社会実験の検証結果、関係者との討議内容、また各種法令や国土交通省の通知等の既存資料を把握して整理する。

② 事業スキームの検討

- ・ ほこみち事業については、本市が大阪関西万博までに御堂筋に設置予定の地域情報案内板7基(デジタルサイネージ50インチ程度、両面、液晶)において地域情報の発信と合わせて広告事業を行い、広告事業で得られた収益により案内板の運用・維持管理に加え清掃や植栽の高質化等、道路の利便増進・高質化を図る形で、令和6年度から3年間程度の試行を予定している。
- ・ 上記を踏まえて、次の検討等を行い、事業スキーム案をとりまとめる。
 - 地域情報案内板の箇所毎の広告事業の収益の推定(鑑定等)。
 - 広告事業の収益の使途として想定している地域情報案内板の運用・維持管理、清掃や植栽等の高質化等に要する費用の調査。
 - 道路協力団体との連携・協働ができるような役割分担の検討。
 - 御堂筋の景観施策との整合の検討。
 - ほこみち事業者の公募選定時の評価項目の検討。
 - ほこみち事業者の事業評価時の評価・検証項目の検討。

③ 事業者公募資料の作成

- ・ 検討した事業スキームをもとに、本市が過年度に作成した公募占用指針(素案)を更新するなど、ほこみち事業者の公募に必要な資料を作成する。

④ (仮称)ほこみち事業者選定評価委員会の運営支援

- ・ ほこみち事業者の選定及び評価については、歩行者空間の利活用によるまちづくりや地域活性化の知見を有する学識経験者2人以上を含む委員会を設置し、公募指針の策定時、事業者選定時、事業評価時(令和7年度末)の3回開催することを予定している。各委員会の開催に必要な資料を作成するとともに議事録等記録資料を作成する。なお、開催回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

⑤ 関係機関協議

- ・ ②の検討を踏まえ、ほこみち事業の事業スキームの検討に必要な関係機関との協議資料を作成する。協議回数については、国土交通省4回、交通管理者2回、地元地域4回を想定している。協議回数に変更が生じた場合は、監督職員との協議のうえ、設計変更の対象とする。

(2)道路協力団体の活動支援

① 道路協力団体の活動にかかる資料整理

- ・ 道路協力団体の活動に際して、団体から提出される活動報告書及び活動実施計画書等を整理する。また、道路協力団体に対してこれまで実施してきた活動や今後の活動計画についてヒアリングを実施し、活動の継続に向けての課題等について整理し、道路協力団体の事業（第1～6号業務）毎に分類を行い、他の道路協力団体が参照できるよう、活動実施計画一覧及び活動事例集として取りまとめを行う。
- ・ 地元沿道協議会の事務局を担う道路協力団体の資料整理等や事務局運営支援を行うこと。

② 道路協力団体活動の効果検証

- ・ 本業務にて実施する交通量調査やアンケート調査の結果等を踏まえ、道路協力団体活動の効果を検証すること。特に収益事業の実現に向けて、事業内容や運用方法等について検証して課題の抽出を行い、課題解決に向けた提案を行うこと。

③ 関係機関協議

- ・ 道路協力団体としての活動において必要な関係機関等との協議資料を作成する。協議回数については、交通管理者4回、関係先4回を想定しており、各協議回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(3)今後の道路協力団体のあり方並びに次期公募に向けた検討

① 5年間の団体の活動成果及び課題の総括

- ・ 現在、3つの道路協力団体が令和2年10月2日から令和7年10月1日までを事業期間として清掃や植栽のグレードアップ等の高質な維持管理、ベンチの設置やイベントの開催など、憩いや賑わい空間の創出を行ってきている。一方で、イベントやバナー広告といった収益事業を実施しているものの活動の継続に必要な財源の確保等が課題となっている。
- ・ このため現在の指定期間である令和2年10月2日～令和7年10月1日の活動期間に団体から提出された報告書等をもとに成果の整理及び課題の抽出を行い、各団体がより一層、地域の実情に合わせた効果的な活動ができるような提案を行う。

② 次期道路協力団体制度のあり方検討

- ・ (2)で検討したほこみち事業の事業スキームも踏まえながら、次期、道路協力団体制度のあり方について検討を行う。その際、収益の用途拡充(道路以外の公共空間にも充当可能とする等)や、業務規程の拡充(地下道の管理に即した業務を可能とする等)など、制度改善策の検討も合わせて行うこと。

③ 道路協力団体指定要綱・募集要項の作成

- ・ 上記(3)①②の内容をもとに、令和7年10月に道路協力団体を再公募するための道路協力団体指定要綱・募集要項を更新し作成すること。

④ 道路協力団体指定審査会の運営支援

- ・ 道路協力団体の指定については、御堂筋における道路協力団体指定審査会により行うこととしており、指定要綱・募集要項の策定時、指定審査時、事業評価時(R7年度末)の3回開催することを予定している。各審査会の開催に必要な資料を作成するとともに議事録等記録資料を作成する。なお、開催回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

※指定審査会要綱：<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000504784.html>

(4)御堂筋と御堂筋周辺の東西路線との連携を促す仕組み等の検討

- ・ 御堂筋の歩行者空間の利活用による地域の活性化に向けては、御堂筋に接する東西路線と連携し、周辺地域を面的に捉えて取組みを進める必要があり、そのための利活用の手法やルール、スキーム等の検討を行う必要がある。
- ・ 御堂筋における歩行者空間の利活用の効果を御堂筋に接する東西路線へと広げていくために、令和5年度に道路協力団体や東西路線の事業者が実施する利活用検証等の結果を取りまとめ、本業務及び別途発注する調査業務にて取得するデータや関係者等へのヒアリングを踏まえ、御堂筋と東西路線の連携における課題を抽出し、利活用の手法やスキーム等について検討を行う。

(5)新たな事業区間(淀屋橋以北)における公民連携

① 検討会の運営支援

- ・ 御堂筋の淀屋橋以北については、2025年大阪・関西万博までに、国道2号～大江橋の西側歩道において歩行環境改善(中央部の植栽帯の撤去並びに舗装のリニューアル)を実施する予定である。一方、当該区間の車道側の植栽帯や御堂筋ギャラリー含む歩道空間全体のあり方や整備内容、利活用については、地元地域とともに検討会を実施しているところであり、本業務では監督職員と協議のうえ検討会の運営に必要な各種資料の作成を行う。(1回につきA4版5枚程度を想定)。なお、過年度の資料及びデータは監督職員より貸与する。
- ・ 検討会は10回(令和6年度5回、令和7年度5回)の開催を予定しており、会議資料を作成するとともに、議事録等記録資料の作成を行うものとする。会議回数に変更が生じた場合は、監督職員との協議のうえ、設計変更の対象とする。

② 御堂筋(国道2号～大江橋の西側歩道エリア)のあり方の検討

- ・ 過年度の検討内容、関係者調整経過、道路空間の利活用の事例、放置自転車を含む周辺地区における課題等をふまえ、該当エリアの特性、整備主旨を十分理解したうえで、当該区間の車道側の植栽帯や御堂筋ギャラリーを含む歩道空間全体のあり方や整備内容、利活用のあり方を検討した上で、提案並びに必要な資料の作成を行う。

(6)各種調査

①放置自転車に関する調査

i. 放置自転車等台数調査

- ・ 放置自転車等の台数調査を実施すること。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。

〔調査日数〕 平日、休日それぞれ1日の計2日とする。

具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。

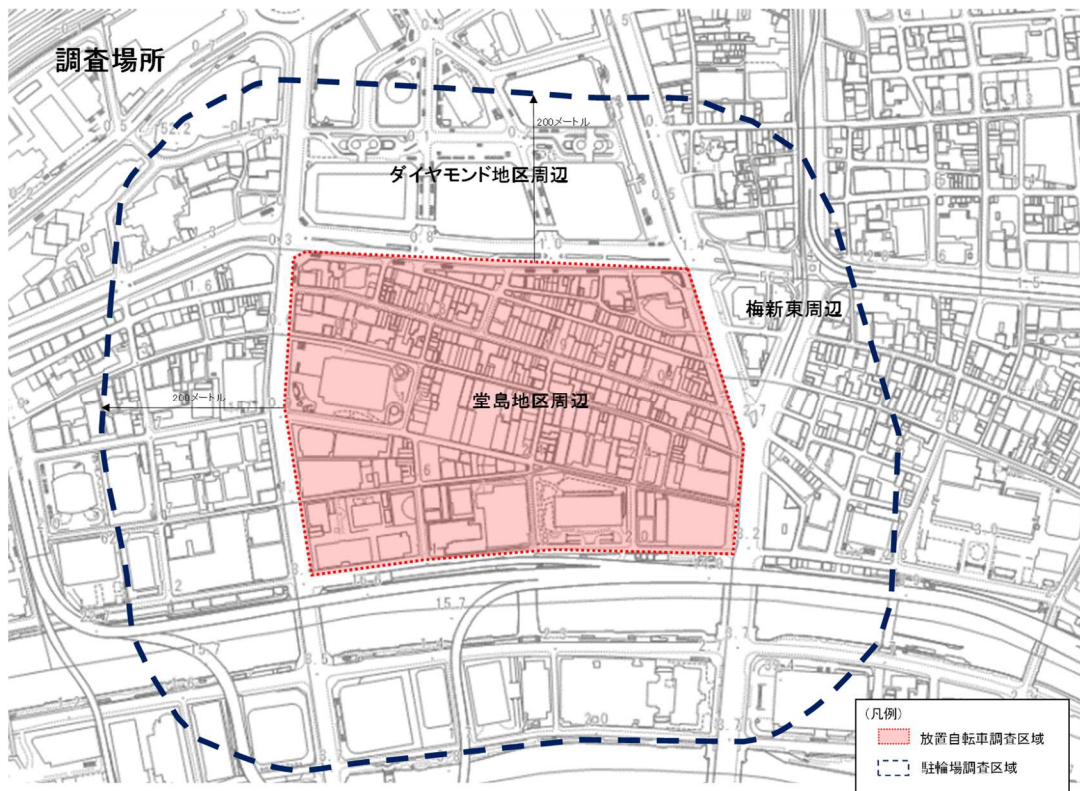
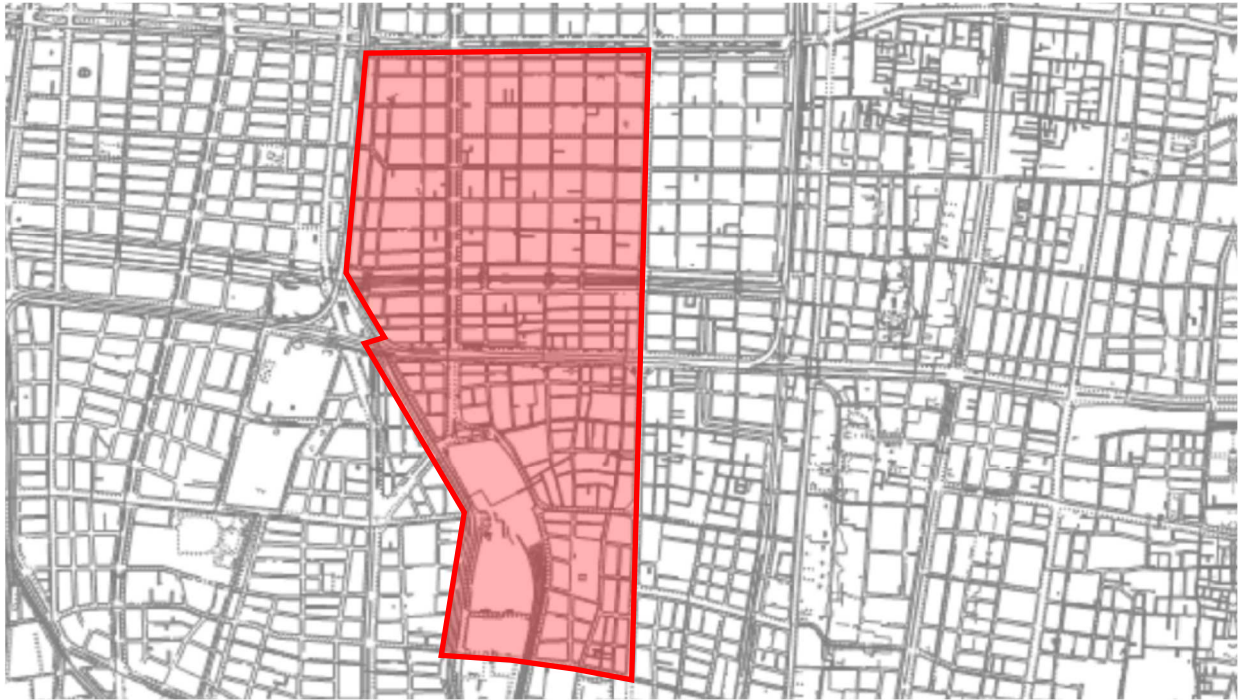
〔調査時間〕 6時台、9時台、12時台、15時台、18時台、21時台、24時台

〔調査区域〕 別図のとおり(ミナミエリア及び北新地エリア)

〔調査方法〕 各街区に調査員を配置し、調査時間における各街区の放置自転車の台数と駐輪場利用台数をカウントすること。

(案)

別図



ii. 放置自転車利用者の追跡調査

- ・ 「i. 放置自転車等台数調査」の調査結果から、放置自転車台数が特に集中する箇所を選定し、別途、放置自転車利用者の行動把握を行う。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。

〔調査日数〕 平日、休日それぞれ1日の計2日とする。

具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。

〔調査時間〕 7時台、10時台、13時台、16時台、19時台、22時台、25時台

〔調査箇所〕 ミナミアリア及び北新地エリアの各10箇所(街区の1辺)程度

〔調査方法〕 各調査時間における各調査区間に自転車を放置した人を追跡し、時刻及び経路、目的地、属性(性別、行動目的)を調査すること。なお、本調査は傾向把握を目的とするため、追跡中に放置自転車が発生する可能性があるが、対象区間の全数を調査しない。

② 歩行者・自転車交通量調査

- ・ 歩行者・自転車交通量調査を実施すること。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。

〔調査日数〕 平日、休日それぞれ2日の計4日とする。

具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。

〔調査時間〕 8:00～20:00の12時間

〔調査箇所〕 断面交通量10箇所(新橋交差点から道頓堀橋北詰交差点までの区間で4箇所、道頓堀橋北詰交差点から難波交差点までの区間で4箇所、国道2号～大江橋区間の西側歩道で2箇所)

〔分類〕 歩行者、自転車を対象とし、通行空間別(歩道・占用〔ほこみち〕区域・自転車通行空間)、通行方向別に集計する。

③ アンケート調査

- ・ 道路協力団体が実施する活動内容について、アンケート調査(現地にてインタビュー形式)を実施すること。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。

〔調査日数〕 平日、休日それぞれ2日の計4日とする。

具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。

〔サンプル数〕 各日50サンプル程度

〔調査箇所〕 新橋交差点から難波交差点までの区間

(7) 御堂筋協議会・作業部会の開催支援

- ・ 御堂筋将来ビジョンを推進していくため、公民相互でめざすべきビジョンを共有するとともに、公民が連携して具体的な取組み内容や仕組み・制度について意見交換する場として御堂筋協議会・作業部会を設置しており、次のとおり開催を予定している。

① 本会議(2回、各年1回ずつ)

② 作業部会等(8回、各年4回×2年)

- ・ 過年度の協議会及び作業部会における検討内容を整理するとともに、監督職員と協議のうえ各会議資料の作成を行うこと(A4版30枚程度を想定)。また、議事録等記録の作成を行うこと。過年度の資料データについては、監督職員より貸与する。なお、会議回数に変更が生じた場合

(案)

は、監督職員との協議のうえ、設計変更の対象とする。

(8) 報告書とりまとめ

- ・ 成果品のうち、「道路協力団体のあり方に関する検討」、「ほこみち事業者の公募に関する検討」の成果を個別報告書として各 2 部作成する。報告書はA3 版2つ折り糊付け製本を提出するものとする。また、報告書(概要版)の冒頭には、ダイジェスト版(Microsoft Word を基本とし、A4 版 10 枚程度)及びその他関係資料(Microsoft PowerPoint を基本)を作成し添付すること。

(9) 協議打合せ

- ・ 原則として、業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者、照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ・ 中間打合せについては 12 回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。本市監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。